

令和4年度宅地建物取引士資格試験における

新型コロナウイルス感染症への対応について

宅地建物取引士資格試験（以下「宅建試験」といいます。）の受験を申し込む方は、以下にご留意ください。

1 受験申込みに当たってのお願い

新型コロナウイルスの感染症については、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の実施等、様々な取組がなされておりますが、試験日における感染状況がどのようになっているか、予断を許さない状況です。

いったん受験の申込みをしますと取り消すことはできません。受験者の皆さまにおかれましては、下記の事項にご留意のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

(1) 試験日・試験会場の指定について

宅建試験は、例年10月に、大学・高等学校・会議場等の施設を試験会場としてお借りして実施しておりますが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により10月に例年どおり試験会場を借り上げることが困難となり、8の都道府県において、受験者を10月と12月に分けて試験を実施いたしました。

試験地ごとに、受験申込者数が10月の試験会場の受験可能人員を上回った場合には、10月（16日（日））と12月（18日（日））に分けて試験を実施いたします。

試験日・試験会場は当方で指定させていただきます。試験日・試験会場は、必ずしも受験者の皆さまのご希望どおりになるとは限りません。指定を受けた試験日が10月試験・12月試験いずれの場合も、受験の申込みの取消や試験日・試験会場の変更はできません。また、指定を受けた試験日・試験会場で受験できない場合でも受験手数料は返還いたしません（試験中止の場合を除く。）ので、あらかじめご承知おきください。受験者の皆さまにおかれましては、試験日程を十分にご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

受験者の皆さまへは8月末までに、10月試験の受験者には「試験会場通知」を、12月試験の受験者には「12月試験の通知」をお送りします。8月末までにいずれの通知も届かない場合は、必ずお申込みの都道府県の協力機関にお問い合わせください。なお、郵便の不達について、当方では責任を負いかねます。

また、10月試験を指定した後であっても、会場側の都合などにより、急きょ12月試験を受けていただく場合があります。指定が変更されたことによって12月試験を受験できないときであっても、受験手数料は返還いたしません。

(2) 感染のリスクについて

感染の拡大防止のためには、密閉・密集・密接の「3つの密」を避けることが大事であると言われております。

宅建試験は、ここ数年、25万人を超える受験申込みがあり、試験会場に多数の受験者が集まります。試験実施に当たりましては、主催者側としても「3つの密」を避けるために可能な限り努力いたしますが、多数の受験者を受け入れることから、試験会場がある程度の密集状態になることは避けられませんし、座席間隔なども十分に確保できないことが考えられます。

また、試験会場への交通手段は、基本的に公共交通機関をご利用いただきますが、試験会場が必ずしもご自宅の近くとは限りませんので、移動中の感染のリスクも考えられます。

受験に際しまして、感染のリスクが全くないと申し上げることはできません。また、指定された試験日・試験会場の変更もできませんので、あらかじめご承知おきのうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

(3) 受験申込み自粛のご協力について

宅建試験は、宅地建物取引業者の事務所等に設置される宅地建物取引士になるための資格試験です。

前記(1)(2)のとおり、試験会場の受験可能人員には限りがあります。また、受験に当たって、感染のリスクが全くないと申し上げることはできません。

このため、早期の宅地建物取引士の資格取得を迫られていない方は、今年度の受験申込みを自粛していただきますよう、ご協力をお願いします。

2 試験の中止・試験会場の変更等について

試験地における感染状況により、試験の中止、試験日の変更、試験会場の変更等を行う可能性があります。この場合は、当機構のホームページで発表いたします。試験日前には、必ずホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

試験を中止した場合、受験手数料は後日返還いたします。

3 受験上の注意事項について

(1) 検温について

試験当日、ご自宅で必ず検温をしてください。また、検温した結果を、後日送付する「受験票」の検温結果の欄にご記入のうえ、試験会場にお越しください。

(2) 体調不良の方・濃厚接触者の方について

37.5℃以上(一部の会場では37℃以上)の発熱のある方は、試験会場への入場をお断りします。37.5℃未満でも平熱を超える発熱がある方、咳が出るなどの症状がある方、新型コロナウイルス感染症に罹患している方、濃厚接触者と認定され健康観察の指示を受けている方は、受験を自粛してください。これらの方については、試験会場への入場をお断りしたり、試験会場から退出していただいたりする場合があります。(これらを理由とした再試験は予定しておりません。)

試験日において新型コロナウイルス感染症に罹患していることが証明できる方など一定の要件に該当する方には、受験手数料を返還する可能性があります。詳しくは10月上旬に当機構のホームページに掲載します。

(3) マスク着用等について

試験当日は、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。なお、試験時間中の写真照合の際に、試験監督員の指示によりマスクを一時的に外していただく場合があります。また、携帯用手指消毒アルコールや携帯用ウェットティッシュをお持ちの方は、試験会場に持参し使用して差し支えありません。

(4) 試験室の換気について

試験当日は、換気のため、可能な限り、窓やドアを開けます。室温の高低に対応して容易に着衣・脱衣できるよう、服装には十分注意してください。(座席の変更はできません。)また、会場によっては、屋外からの騒音が入ることがありますので、ご承知おきください。

(5) ゴミの持ち帰りについて

マスクやティシュペーパー等の紙ゴミ、ペットボトル等の容器類、その他のゴミは、感染防止のため必ず持ち帰って、ご自宅で処分してください。

(6) 公的機関による調査等への協力について

クラスター(感染集団)の調査等のため、必要に応じて、受験者の連絡先等の個人情報を、保健所等の公的機関に提供することがありますので、ご承知おきください。

「令和4年度宅地建物取引士資格試験について」(東京都)はこちら↓↓↓をご覧ください。

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/takken.html>